

京都府における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための 令和８年度方針

1 調達を推進する物品及び役務

(1) 物 品

- ・ 返礼品用等の手芸品、雑貨
- ・ その他障害者就労施設等が提供可能な物品

(2) 役 務

- ・ チラシ、冊子、封筒等の印刷
- ・ 庁舎清掃、衣類等クリーニング
- ・ その他障害者就労施設等が提供可能な役務

2 令和８年度調達目標

73,000千円（物品：19,000千円／役務：54,000千円）

3 物品等の調達の推進方法

(1) 調達推進に必要な情報の提供

障害者就労施設等が提供可能な物品等の情報を府のすべての機関に提供するとともに、調達状況を把握し、障害者就労施設からの調達を個別に働きかける。

(2) 障害者就労施設等の受注機会拡大のための取組

障害者就労施設等から物品等を調達しようとする機関は、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、次の観点についても配慮することとする。

- ① 物品等の調達の必要性が新たに生じた場合には、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討するよう努める。
- ② 物品等の調達に際しては、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう、履行期間及び発注量を考慮するよう努めるとともに、調達する物品等の性能、規格等必要な事項について、障害者就労施設等に対する十分な説明に努める。

(3) 障害者就労施設等の供給能力の向上

障害者就労施設等が供給する物品等について、質の向上及び供給の円滑化のために行う取組の支援に努める。

4 その他

(1) 市町村との連携

障害者就労施設等が提供可能な物品等の情報の共有等、市町村との連携を図り優先調達を推進する。

(2) 民間企業による利用促進

アンテナショップやイベント出展で広く製品の魅力をPRし民間企業からの受注機会を創出する。

(3) 実績の公表

調達目標に対する実績は、調達総額、物品及び役務毎の調達額について公表するものとする。